

総社市市道編入道路申請の手引き (開発道路・指定道路・新設道路・認定道路拡幅) (準道拡幅)

2021年10月 1日制定

2022年 3月 7日改訂

2022年 9月 改訂

総社市 建設部 地域応援課

兼 設計チェックシート・審査シート		
開発事業区域の位置 (主たる接道の番地先)		
申請者（設計者）	総社市審査 (日付, 担当を明示)	
住 所 氏 名 担当者 電話番号	第1回	
	第2回	
	第3回	
	第4回	

※申請時に設計チェック欄を確認の上、提出のこと
再提出時は、この書類を再度提出のこと
不適切な項目のチェック欄は赤丸を記入

目 次

第1章 総則	4
第1条 趣旨	4
第2条 適用範囲	4
第3条 用語の定義	4
第2章 技術基準	5
第4条 技術基準の総則	5
第1項 技術基準の準用	5
第2項 市街地特例道路適用基準	5
第5条 編入道路の平面計画	6
第1項 開発道路・指定道路	6
第2項 新設道路（開発道路・指定道路を除く）	8
第3項 認定道路幅幅	8
第4項 準道幅幅	8
第6条 編入道路の幅員	9
第7条 編入道路の隅切り	9
第8条 編入道路の勾配	11
第9条 編入道路の路面	11
第10条 排水施設	12
第11条 その他道路施設の設置	13
第3章 申請方法	14
第12条 編入道路の申請	14
第1項 市道編入事前協議	14
第2項 市道編入申請	16
第3項 都市計画法第32条の規定に基づく同意申請及び協議申請	17
第4項 編入道路と同時施工する道路法24条の規定に基づく道路工事施行承認申請	17
第5項 準道幅幅申請書	17
第13条 工事着手届	17
第14条 工事完了届	18
第15条 完了検査	19
第16条 市道編入	19
手続き等の補足事項	20
■事前現地調査	20
■事前協議	20
■現地調査・書類審査	20
■築造工事の着手及び工事変更	20
■確定測量	21
■分筆登記	21
■完了検査	21
市道編入の流れ	22

総社市等の管理する道路及び河川・水路管理者一覧 23

第1章 総則

第1条 趣旨

この手引きは、総社市市道編入に関する要領に基づくもの及び、総社市市道編入に関する要領によらない、準道拡幅について、申請を行う際の申請に必要な項目を定めるものとする。

併せて、同時施工の道路法24条の規定に基づく道路工事施行承認申請を行う際の申請に必要な項目を定めるものとする。

第2条 適用範囲

この手引き適用範囲は、認定道路拡幅、準道拡幅、及び、総社市市道編入に関する要領に規定する市道に路線認定する予定の開発道路、指定道路、新設道路（以下、編入道路という）に適用する。

ただし、承諾道路とする予定のない、準道拡幅は必要に応じて、適用する。

第3条 用語の定義

この手引きにおいて次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 開発道路

- ・開発区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第13項に規定する開発区域をいう。
- ・開発道路 開発区域内に築造された道路（建築基準法第42条第1項第2号に該当する道路）であり、総社市に移管する道路をいう。

(2) 指定道路

建築基準法第42条第1項第5号の規定により、市長から位置の指定を受けようとする道路又は受けた道路をいう。

(3) 新設道路

開発道路、指定道路以外の新設する道路をいう。

(4) 認定道路

- ・認定道路 総社市長が道路法8条の規定により路線認定した道路をいう。
- ・道路拡幅 認定道路の幅員を拡幅することをいう。

(5) 道 路

建築基準法第42条に規定する道路をいう。

(6) 2項道路

建築基準法第42条第2項に規定する道路をいう。

(7) 市街地特例道路

農道、準道等の道路のうち、市街地特例道路適用基準の全てを満たしている道路をいう。

(8) 既存道路

道路のうち既存のものをいう。

(9) 準 道

道路法の適用を受けない道路で、総社市が定めた道路。

(10) 承諾道路

建築基準法第43条第2項第2号の許可の申請にあたり、接道する道路の管理者として承諾した準道をいう。

(11) 袋路状道路

一端のみが他の道路に接続したものをいう。

(12) 幅 員

道路の有効幅員をいう。

(13) 延 長

道路の幅員の中心を結ぶ直線の距離をいう。

第2章 技術基準

第4条 技術基準の総則

第1項 技術基準の準用

この章に掲げるもののほか、開発許可申請の手引き（岡山県、岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、一般社団法人岡山県建築士会発行の最新版）の規定、および、総社市道路の位置の指定申請の手引きを参考にできるものとする。

第2項 市街地特例道路適用基準

この基準は、総社市が管理する認定道路以外の、市街化区域内にある農道、準道等の道路について、本手引きにおいてのみ取り扱う、市街地特例道路の取扱いに関して必要な項目を下記の通り定めるものとする。

この基準全てを満たした道路を、市街地特例道路と称する。

- ・市街化区域内であること。

ただし、通り抜け区間の、一方が市街化区域で、他の一方が市街化調整区域である場合も含む。

- ・幅員4m未満の延長が35m以下の通り抜け道路であること。
- ・官地であること。
- ・利用実態があること。
- ・維持管理上、必要であること。

第5条 編入道路の平面計画

第1項 開発道路・指定道路

編入道路の一方は認定道路（国道、県道含む）、他の一方は認定道路又は市街地特例道路に接続しなければならない。（図1）ただし、次の各号のいずれかに該当し、土地の利用に支障がないと認めた場合はこの限りではない。

- （1） 延長が35mを超える場合で終端及び区間35m以内ごとに国土交通大臣の定める基準（昭和45年建設省告示第1837号）に適合する自動車の転回広場のうち市の指定する回転広場が設けられている場合（図5）
- （2） 幅員が6m以上の場合（図7）

図1. 通り抜け道路

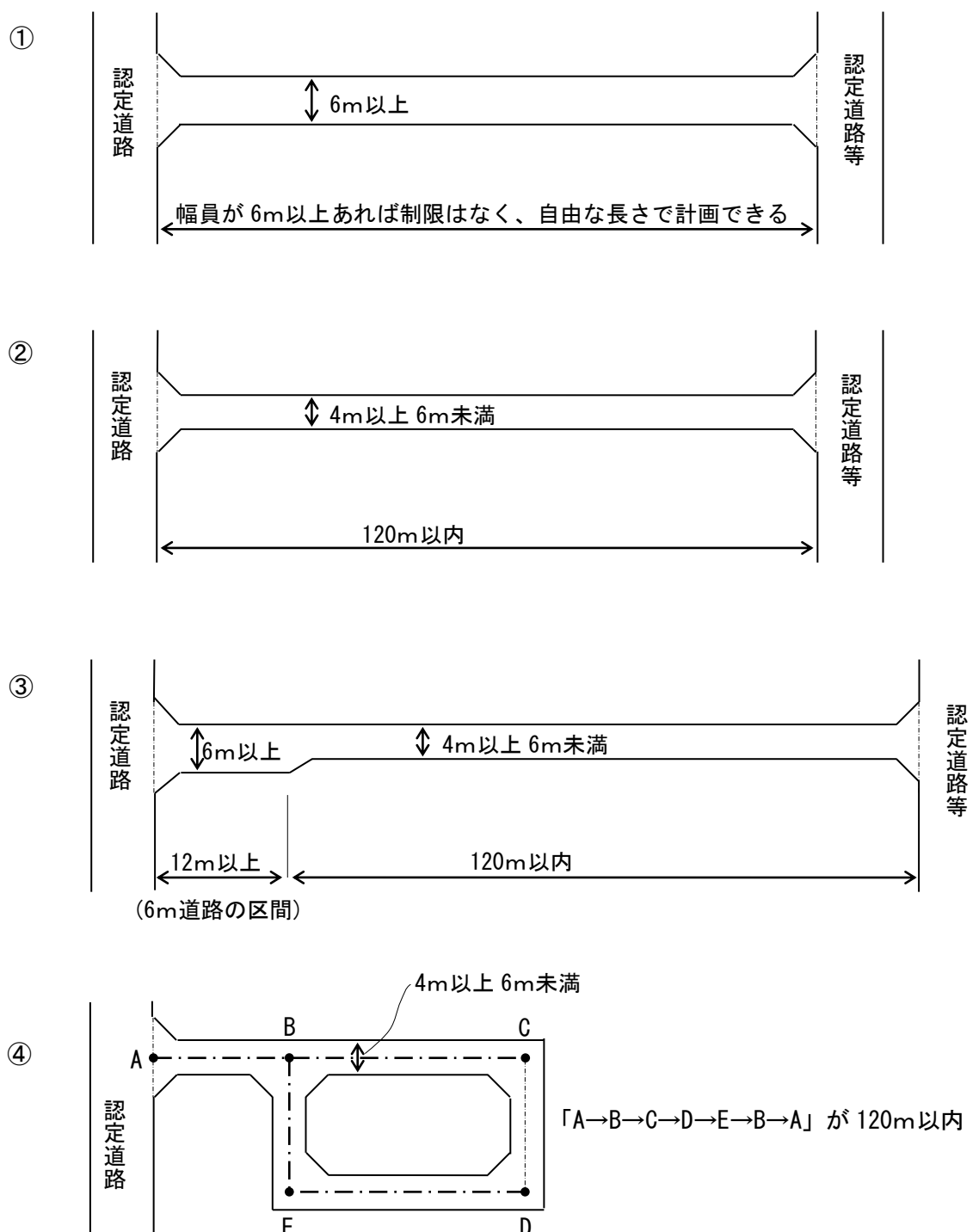


図5. 終端に設ける転回広場

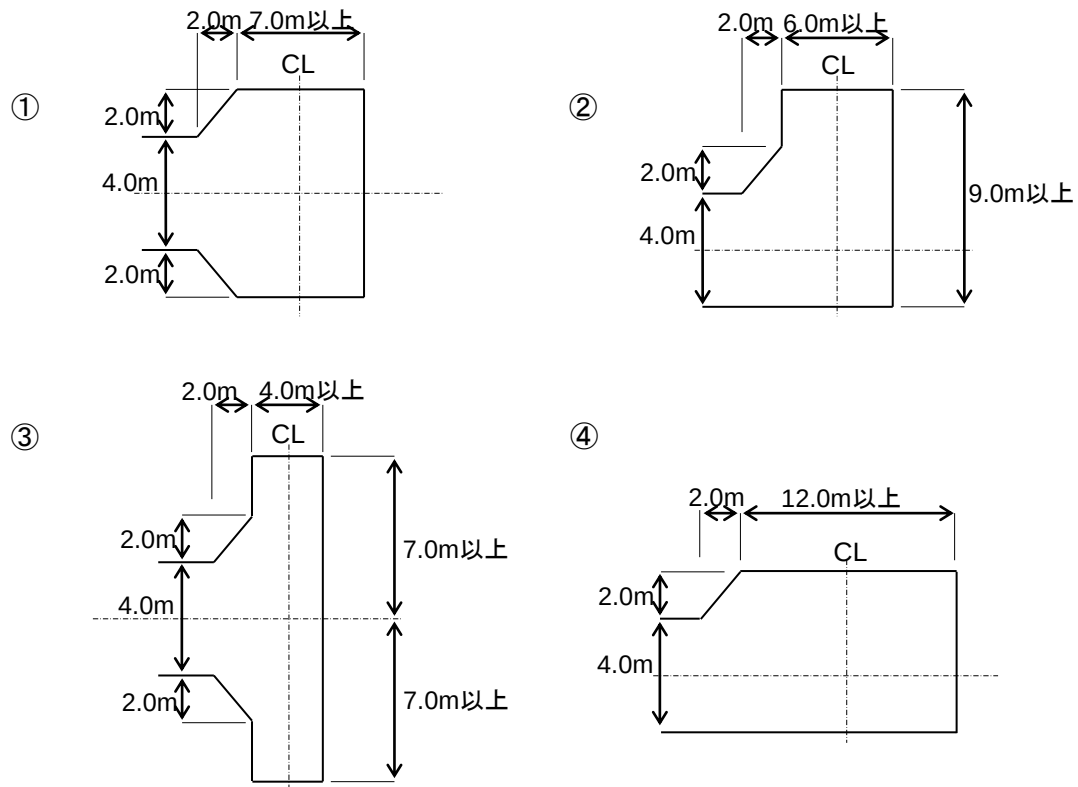
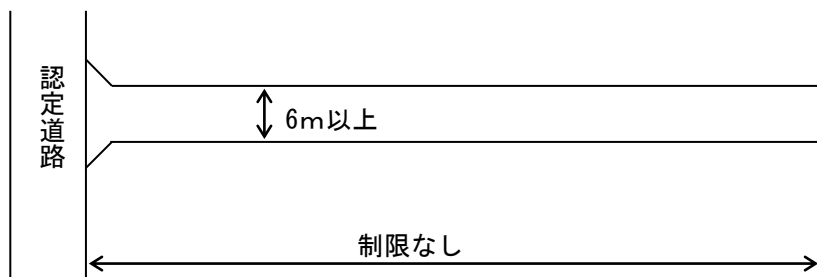


図7. 幅員(6m以上の場合)



設計 審査

- ☐ ☐ 用途廃止がある場合は、管理者との協議は行われているか
- ☐ ☐ 起点は認定道路となっているか
- ☐ ☐ 平面計画は妥当か

第2項 新設道路（開発道路・指定道路を除く）

編入道路の両端を認定道路（国道、県道含む）に接続しなければならない。

（図1 ①～③）

設
計

審
査

- ☐ ☐ 用途廃止がある場合は、管理者との協議は行われているか
- ☐ ☐ 起点、終点は認定道路となっているか
- ☐ ☐ 平面計画は妥当か

第3項 認定道路拡幅

認定道路の拡幅を行う場合は、認定道路と開発区域が接する全ての範囲を道路拡幅するものとする。

これによらない場合は、道路法第32条として取扱うものとする。

申請書作成にあたっては、本手引の定めによるとともに、「道路法第24条の承認工事審査基準」によるものとする。

設
計

審
査

- ☐ ☐ 管理者（管理者が地域応援課以外の場合）との協議は行われているか

第4項 準道拡幅

準道の拡幅は維持管理上、必要に応じて行うものとする。

なお、建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請に伴う、建築基準法第43条第2項第2号の許可の申請にあたり、接道する道路（準道）の管理者としての承諾が必要な場合は、関係部署と協議上申請のこと。

その他、総社市道路及び普通河川等管理条例等の関連法令に関する申請は、別途行うこと。

設
計

審
査

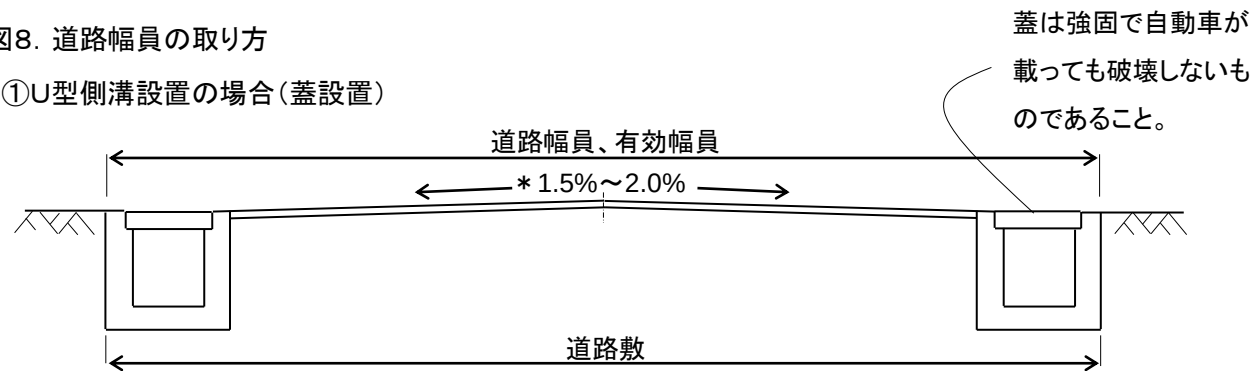
- ☐ ☐ 関係部署との協議は行われているか

第6条 編入道路の幅員

編入道路の幅員は、原則として6 m以上とすること。(図8) ただし、延長が120 m以下で通行上支障がない場合は、幅員を4 m以上とすることができる。

図8. 道路幅員の取り方

①U型側溝設置の場合(蓋設置)



設計 審査

☐ ☐ 道路幅員は適正か

第7条 編入道路の隅切り

編入道路が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所(交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。)には、角地に別表1に掲げる長さ以上の隅切りを設け、その部分を編入道路の部分とすること。ただし、隅切りの部分に既存の建築物、高い擁壁、若しくはがけ等があり、隅切りを設けることが著しく困難と認められる場合で、一方の隅切りを表1に掲げる長さに各々1 mを加えた長さにした場合は、この限りでない。(図9)

- 2 編入道路が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所で、内角が60度以下となる角地に設ける隅切りは、別途協議のこと。
- 3 幅員4 m未満の認定道路から接続して編入道路をする場合の道路後退部分の隅切りと転回広場のとり方は、道路後退線からとすること。

表1 (第7条関係) 道路の隅切りの長さ

編入道路 既存道路 又は編入道路	4 m以上 5 m未満	5 m以上 6 m未満	6 m以上
4 m以上 5 m未満	2. 0 m	2. 0 m	2. 0 m
5 m以上 6 m未満	2. 0 m	2. 5 m	2. 5 m
6 m以上	2. 0 m	2. 5 m	3. 0 m

(一方の隅切りの場合は、長さに各々1 mを加えた長さとする。)

設計 審査

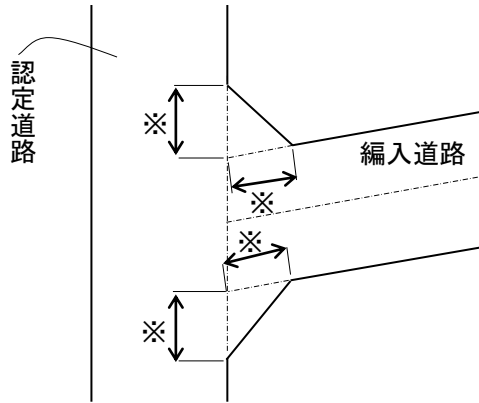
- ☐ ☐ 隅切り寸法は図面に明示されているか
- ☐ ☐ 寸法は適正か
- ☐ ☐ 既設橋梁のある場合は、橋梁を道路法24条申請により適正荷重に改修しているか
- ☐ ☐ 既設歩道のある場合は、歩道を道路法24条申請により車道としているか
- ☐ ☐ 幅員4 m未満の認定道路は、適正に道路後退しているか

図9. 隅切りの取り方

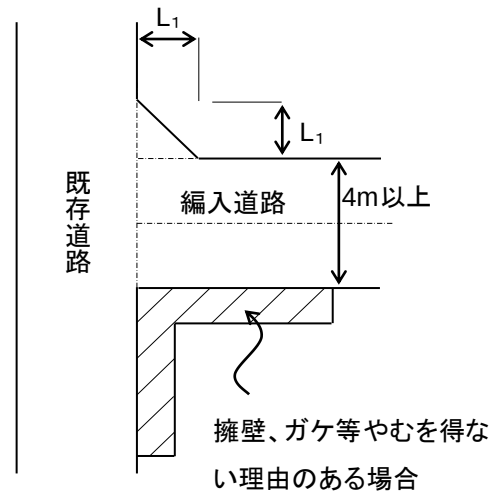
①一般的隅切り

※隅切り長さは、二等辺の辺長が表1の数値を満たすこと。

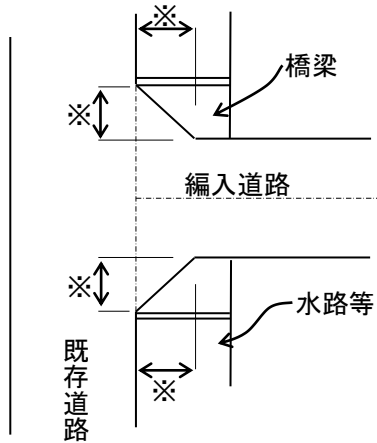
(a)



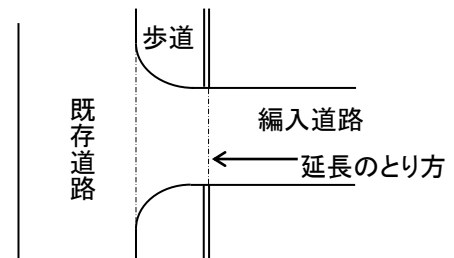
(b)



(c)

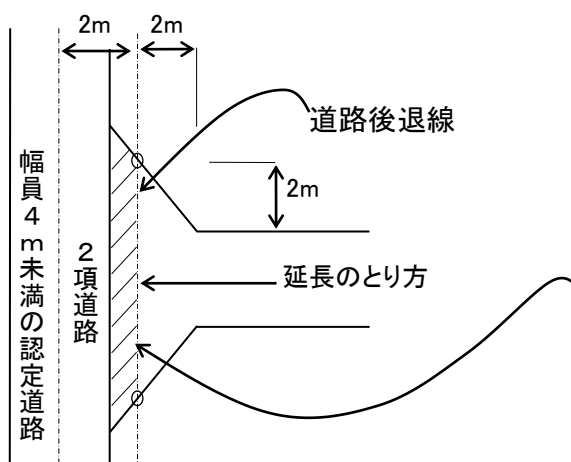


(d)



歩道付きの既存道路と接続する場合も表1の隅切りを原則とするが、車道部分が円滑に接続されるなど、既存道路の管理者が合意した形状によることができる。

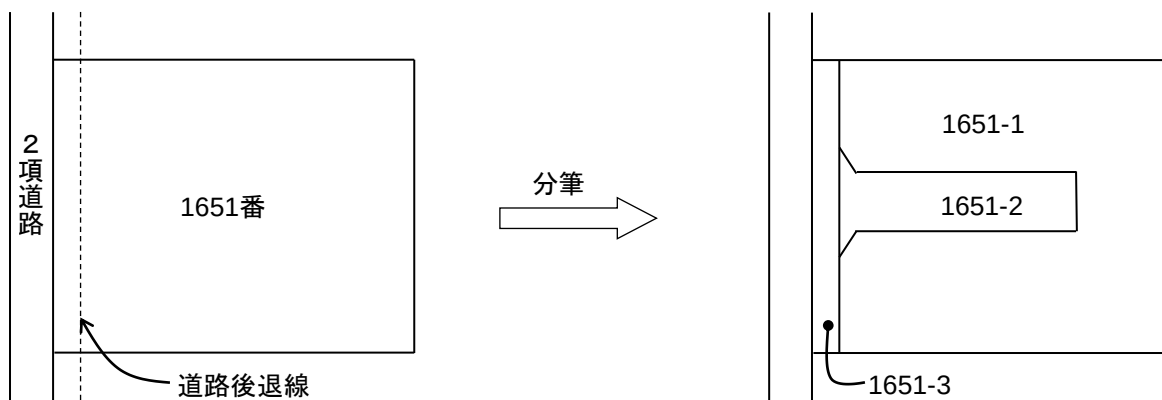
②幅員4m未満の認定道路，法第42条第2項道路より接続して道路編入をする場合



編入道路の面積には算入しない。

2項道路と編入道路が円滑に接続するよう、この部分も道路状に整備が必要。

※ 2項道路編入時に道路後退部分の分筆が必要(下図:分筆の例)



第8条 編入道路の勾配

設計 審査

- ☐ ☐ 1 編入道路の縦断勾配は12%以下であり，かつ階段状でないものであること

第9条 編入道路の路面

設計 審査

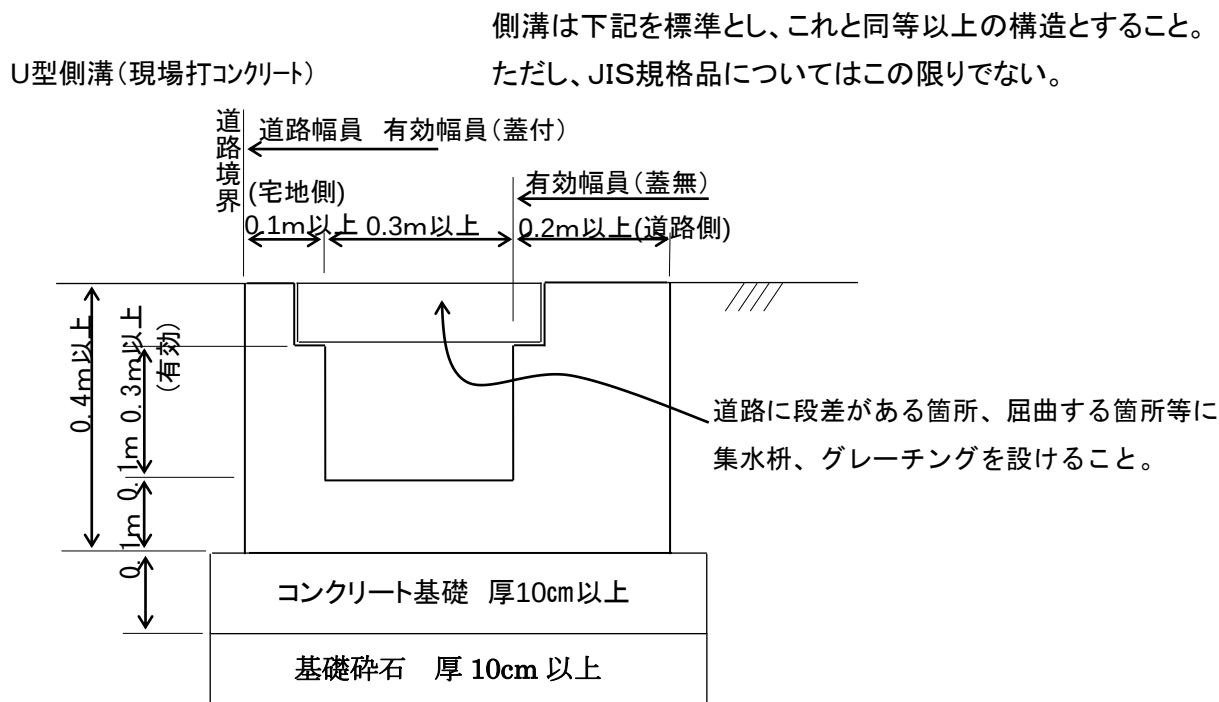
- ☐ ☐ 1 編入道路の路面は，アスファルト舗装又はコンクリート舗装等とすること。
- ☐ ☐ 2 編入道路の縦断勾配が9%を超える場合は，すべり止め舗装等安全上必要な措置を講じること。
- ☐ ☐ 3 路面の横断勾配は，路面の排水上支障がないよう適当な勾配(1.5～2.0%)を設けること。(図8)

第10条 排水施設

設計 審査

- ☐ ☐ 1 路面の高さは、当該編入道路に近接する用排水路、水田等の最高水位及び降雨を考慮して冠水等により通行に支障のない高さにする。
- ☐ ☐ 2 編入道路には、路面及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠等を受け適切な排水ができる構造とすること。
- ☐ ☐ 3 側溝は、原則として道路両側に設けること。ただし、周囲の状況等によりやむを得ない場合は、協議のこと。
- ☐ ☐ 4 側溝（暗渠含む）の構造は幅0.3m以上のコンクリート製又はこれと同等以上のものとし、集水枡を編入道路に段差がある箇所、屈曲する箇所及びその他必要な箇所に設置すること。（図11）
- ☐ ☐ 5 側溝の基礎は、10cm厚以上のコンクリート施工とする。
- ☐ ☐ 6 U型側溝の場合は、10m毎にグレーチングを設置し、側溝ふたは14t荷重以上、幹線道路については25t荷重以上に耐えられるものとする。
- ☐ ☐ 7 横断側溝を設置している場合、ボルト締めにする。
- ☐ ☐ 8 既設排水施設を横断し、接道が行われている場合は、既設排水施設を横断側溝とすること。
- ☐ ☐ 9 編入道路の排水の流末は、官地水路又は、官地側溝へ接続されていること。ただし、特別な理由があり、事前協議により支障がなく、やむを得ないと認められた場合は排水地役権を設定の上、申請のこと。

図11. 排水設備（標準図）



第 11 条 その他道路施設の設置

設
計
審
査

- ☐ ☐ 1 編入道路に交通安全施設（ガードレール、駒止め、反射鏡、区画線等）を設置する必要があると認められるものについては、「防護柵設置要綱」（社団法人 日本道路協会）に基づき設置すること。
区画線については、交差点部に設置する「停止指導破線」等も含む。
- ☐ ☐ 2 擁壁は、市の施行する道路擁壁と同等以上の強度を有するものであること。なお、建築用ブロックは編入できないものとする。
- ☐ ☐ 3 橋りょう部分は、永久橋であることとし、道路と一体的に編入できること。構造については、鋼構造、コンクリート構造とし、14 t 荷重以上、幹線道路については25 t 荷重以上に耐えられるものとする。その他については「道路橋示方書」（社団法人 日本道路協会）に準拠すること。

第3章 申請方法

第12条 編入道路の申請

第1項 市道編入事前協議

市道編入を予定している者は、総社市市道編入事前協議申請書 正副2通を作成し、表1に掲げる関係図書を添えて市長に提出しなければならない。

表1 その1

図書の種類	設計	審査	作成要領・明示すべき事項等
位置図 S=1/10,000	☐	☐	・縮尺及び方位 ・編入道路の位置 ・目標地物（名所・公共施設など）
区域図 S=1/2,500	☐	☐	・縮尺及び方位 ・編入道路の位置及び開発区域 ・目標地物（名所・公共施設など）
協議報告書	☐	☐	・線形計画協議報告書 ・指定道路協議報告書
線形計画 平面図 S=1/1,000 ～1/2,500	☐	☐	・縮尺，方位 ・編入道路及び開発区域の境界 ・新たに設置する道路網図（道路の区分） ・従前の道路網図（市道番号，名称） ・新たに設置する河川・水路網図（河川・水路の種類） ・従前の河川・水路網図（河川・水路番号，種類） ・PDF含む
現況・計画 平面図 S=1/1,000 ～1/2,500	☐	☐	・縮尺，方位 ・編入道路及び開発区域の境界 ・既設道路の種類（市道名）及び幅員 ・編入道路の排水施設の位置，種類，流水方向及び放流先等 ・用水がある場合は，その用・排水方向 ・編入道路に近接する用排水路，水田等の最高水位 ・市道，里道，農道，林道，用水路，池等の公共施設の付替・廃止 ・水路と一体として影響を受けることとなる揚水機場又はため池

表 1 その 2

図書の種類	作成要領・明示すべき事項等	
平面図 S=1/250 ～1/500	☐ ☐	・縮尺，方位 ・編入道路及び開発区域の境界 ・編入道路の幅員，延長，中心線及び屈曲等の角度，すみ切り長さ並びに転回広場の幅員及び長さ ・接続する既設道路の種類（市道名）及び幅員 ・編入道路の排水施設の位置，種類，流水方向及び放流先等 ・編入道路及び排水施設の高さ ・編入道路の断面の位置
地籍図 （現況） S=1/500	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	・開発区域を含んだ関係土地の不動産登記法第 14 条地図を転写 ・公共用財産，地番，地目，権利者の明示 ・公有財産の付替・廃止等の明示
協議録	☐ ☐	・農道，組合用水等管理者との協議録
現況写真	☐ ☐ ☐ ☐	・協議箇所の前面道路全景写真と申請部分を前後方面方向から ・複数枚となるときは撮影位置図

第2項 市道編入申請

市道編入を申請する者は、総社市市道編入申請書 正副2通を作成し、表1（地籍図（現況）除く）、表2に掲げる関係図書を添えて市長に提出しなければならない。

表2

図書の種類	設計	審査	作成要領・明示すべき事項等
地籍図 （現況） S=1/500	☐	☐	・開発区域を含んだ関係土地の不動産登記法第14条地図（申請前2ヶ月前以内に法務局で筆写したもの）を転写し、転写者名及び日付を記入。 ・編入道路の位置及び開発区域（編入道路に接して敷地となる区域と編入道路部分。以下同じ。）の境界 ・公共用財産，地番，地目，権利者の明示 ・公有財産の付替・廃止等の明示
丈量図	☐	☐	・編入道路及び開発区域の面積を求積したもの。（2項道路の後退部分の面積は含めないこと。） ・単位は小数第二位までとし，小数第三位を切り捨て
道路 縦断面図 S=1/500 以上	☐	☐	・道路中心線の長さ，高低差及び勾配 ・編入道路及び開発区域の境界 ・工作物等の構造物
道路 横断面図 S=1/200 以上	☐	☐	・編入道路の幅員，舗装構成 ・側溝の各寸法（内法，幅，深さ及び厚さ等） ・編入道路及び開発区域の境界 ・工作物等の構造物 ・路面構造及び勾配
構造図等 S=1/50 以上	☐	☐	・排水施設の詳細図 ・橋梁等の平面図及び断面詳細図等
確約書	☐	☐	・帰属後3年間は，申請者の負担において維持管理を行うこと等の確約書 ・印鑑登録証明書，資格証明書
その他 書類	☐	☐	・その他工作物調書 ・占用物件調書 ・土木担当員の同意書 ・道路・水路の付け替え等がある場合は，その説明資料 ・排水地役権を設定する必要がある場合は，その登記簿 ・その他必要と認める書類がある場合は，これを添付

第3項 都市計画法第32条の規定に基づく同意申請及び協議申請

開発道路の場合は、都市計画法第32条の規定に基づく同意申請書、都市計画法第32条の規定に基づく協議申請書 正副2通を作成し必要に応じて提出のこと。

その場合、関係図書は兼ねることができるものとする。

第4項 編入道路と同時施工する道路法24条の規定に基づく道路工事施行承認申請

編入道路と同時施工する、道路法24条の規定に基づく道路工事がある場合は、道路工事施行承認申請書 正副2通を作成し提出のこと。

その場合、関係図書は兼ねることができるものとする。

申請書作成にあたっては、本手引の定めによるとともに、「道路法第24条の承認工事審査基準」によるものとする。

第5項 準道拡幅申請書

準道拡幅を申請する者は、準道拡幅申請書 正副2通を作成し、表1（地籍図（現況）除く）、表2に掲げる関係図書を添えて市長に提出しなければならない。

併せて、承諾道路とする必要がある場合は、道路（準道）接道承諾申請書 正副2通（関係図書は準道拡幅申請書と兼ねることができる）を作成し提出のこと。

第13条 工事着手届

申請者は、編入道路の築造工事（道路法24条の規定に基づく道路工事含む）に着手する7日以上前に、工事着手届1通に、位置図、着工前写真を添えて市長に提出しなければならない。

第 14 条 工事完了届

- 1 申請者は、編入道路の築造工事（道路法 24 条の規定に基づく道路工事含む）が完了したときは、すみやかに工事完了届 1 通に次の表 3 に掲げる関係図書を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 編入道路の位置を明確にするため、編入道路の起点、屈曲点及び終点には、耐久性のある杭等の境界標示を設けなければならない。
- 3 申請者は、編入道路部分（道路敷きを含む。）を分筆し、地目を公衆用道路として登記しなければならない。

表 3

図書の書類	設計 審査	作成要領・明示すべき事項等
表 1 のうち 次の完成図面	☐ ☐	位置図，平面図，道路縦断面図，道路横断面図，構造図等 PDF 及び CAD（DWG，SFC）含む
道路台帳 補正用平面図	☐ ☐	道路台帳図に朱書きで完成平面図（築造した構造物のみ）を記入したもの。PDF 及び CAD（DWG，SFC）含む
関係法令に基づく許可証等	☐ ☐	・申請に係る工事が道路法，河川法又はその他の関係法令に基づき許可承認等を要するときは，許可及び承認書等の原本を添付すること。
工事写真	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	・着工前写真 ・完成写真 ・施工写真（舗装，盛土，路床，路盤等の厚さ及び転圧状況並びに擁壁，側溝等の工作物の設置状況） ・指定道路は工事写真を省略することができる。
登記事項証明書	☐ ☐	・編入道路部分の土地の登記事項証明書
印鑑登録証明書 資格証明書	☐ ☐	・印鑑登録証明書，資格証明書もしくは会社法人等番号（3 ヶ月以内のもの）を添付すること。
丈量図	☐ ☐ ☐ ☐	・確定測量及び分筆後の丈量図を提出すること。 ・単位は小数第二位までとし，小数第三位を切り捨てること。
地籍図（分筆後）	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	・分筆後の地籍図を提出すること。 ・開発区域を含んだ関係土地の不動産登記法第 14 条地図（申請前 2 ヶ月前以内に法務局で筆写したもの）を転写し，転写者名及び日付を記入のこと。 ・公共用財産，地番，地目，権利者の明示
その他の書類	☐ ☐	・その他必要と認める関係書類

※完了届提出時は，このチェックシートを提出のこと。

第 15 条 完了検査

市長は、前条の工事完了届の提出があった場合は、次の各号について検査を行うものとする。

- (1) 編入道路が接続する道路の幅員、編入道路の中心、幅員、延長、隅切りの寸法、編入道路及び側溝の構造等、設計図書に記載された内容
- (2) その他必要と認める事項

第 16 条 市道編入

市長は、完了検査の結果、申請どおり編入道路が築造されていると認められた場合は、その旨を申請者に交付するものとする。

手続き等の補足事項

■事前現地調査

接続する既存道路の種別、形状、幅員を調査してください。種別は建築基準法上のどの道路に該当するかを確認し、形状は袋路状道路であるか否かを確認してください。申請地周辺の状況についても農道、水路（用水期の水位）、土地の高低、種別、形状、幅員等をあわせて調査してください。

■事前協議

申請者は現地調査のうえ計画図を作成し、事前協議を行ってください。

□ 当該計画において開発区域（編入道路に接して敷地となる区域と編入道路部分）及び開発区域以外の区域を含め全体の面積が 1,000 ㎡以上の造成工事を計画している場合は、都市計画法に基づく開発許可対象となる可能性があるため、開発部局（県建築指導課開発指導班）と協議し開発許可申請の要否について確認してください。

□ 当該計画の編入道路部分へ上水道又は下水道を設置する場合は、それぞれの担当課（上水道課又は下水道課）へ協議を行い、協議内容に基づいて施設の設計をしてください。また、築造工事にあわせ別途、所定の手続きを行うこと。

□ 当該計画が分譲住宅地等を目的としたものであれば、ゴミ集積所の設置の要否について設置場所の明記をするとともに、担当課（環境課）にも協議をしてください。

■現地調査・書類審査

申請書の書類審査及び現地調査の結果、編入基準に適合していない場合、申請者若しくは代理者に保留事項を記載した審査シートを送付します。申請に関する保留事項等を整理し、修正手直しを行ってください。なお、申請書類の持ち帰りはできません。

■築造工事の着手及び工事変更

□ 工事の施工は、申請書に添付した計画図のとおり、また関係法令に基づく許可証等に付された条件のとおり施工してください。

□ 工事の着手後に申請図書との変更が生じた場合は、変更に伴い編入基準に適合しない箇所が出来てくるおそれがあるため、事前に市と協議を行ってください。

■確定測量

工事が完了したときは、開発区域を含め、確定測量を実施してください。また、編入道路の位置を明確にするため、道の起点、屈曲点及び終点には、耐久性のある杭等の境界標示を設けてください。

■分筆登記

編入道路部分（道路敷きを含む）を分筆し、地目を公衆用道路として登記してください。

■完了検査

完了検査の結果、編入基準に適合していない場合は申請者若しくは代理者に保留事項を記載した審査シートを送付します。保留事項等を整理し、修正手直しを行ってください。現地検査の手直しは再度、現場確認をすることを原則としますが、軽微なものについては、写真等の提出に代えることがあります。

市道編入の流れ

申 請 者				総社市	
市道編入	道路法 第 2 4 条	市道編入 (開発道路) 都市計画法 第 3 2 条	位置指定 道路	地域応援係	地籍管理係
市道編入事前協議 申請書 市道編入事前協議 期間延長 申請書 用途廃止, その他, 関係機関との協議				協 議	境界立会
市道編入 申請書	道路工事 施行承認 申請	同意申請 及び 協議議申請	道路の位置の 指定 申請書	市道認定等	
総社市所有公共用財産の用途廃止及び払下申請書 用途廃止及び払下承諾書				議会議決 公示 (路線認定) (路線廃止) (路線変更)	用途廃止
工事着手届			工事着手届		
工事変更			工事変更		
工事完了			工事完了		
確定測量					
分筆登記					
工事完了届			工事完了届		
手直し				検 査 手直し指示 台帳整理	所有権 移転登記 (払下げ)
登記完了通知書受理			指定通知書 受理 (完了公告)		
維持管理					道路区域 供用開始 公示
市道編入完了通知書受理					
3 年間 補修対応					
立会・引継ぎ					

※指定道路については、「総社市道路の位置の指定申請の手引き」によること。

※道路占用, 用途廃止に関する詳細は別途定める (予定)。



・道路管理者（総社市）

市道番号	道路 法適 用	管理者	区分	内容
0000 番代	なし	地域応援課	準道	集落内にあり、その幅員が概ね 1.5m 未満の道路（里道）。
1000 番代	あり	地域応援課	1 級 幹線市道	起点地及び終点地に主要な集落（概ね 50 戸以上があり、それらを結ぶための道路。）
2000 番代	あり	地域応援課	2 級 幹線市道	起点地及び終点地に主要な集落（概ね 25 戸以上があり、それらを結ぶための道路。）
3000 番代	あり	地域応援課	その他 市道	主に住居地区内にある道路及び住居地区と他の住居地区を連絡する道路。（生活圏道路）
4000 番代	なし	農林課	1 種 農道	一定要件農道 全区間 4m 以上、起終点が道路法 2 条 1 項又は一定要件農道と接している道路
4500 番代	なし	農林課	1 種 農道	農耕用特に必要となる道路及び将来的な見地から農道として管理する必要がある道路。（幅員 1.8m 以上）
5000 番代	あり	農林課	2 種 農道	住居地区から生産場所を連絡する道路。（生活圏道路）
6000 番代	なし	農林課	3 種 農道	農耕用特に必要となる道路及び将来的な見地から農道として管理する必要がある道路。（幅員 1.8m 未満）
7000 番代	なし	農林課	1 種 林道	森林の保護育成のため特に必要となる道路。（幅員 1.8m 以上）
8000 番代	あり	農林課	2 種 林道	生産地の保護育成を目的とするため日常的に通行の用のある道路。（管理生産圏道路）
9000 番代	なし	農林課	3 種 林道	森林の保護育成のために特に必要となる道路。（幅員 1.8m 未満）

・河川・水路管理者

水路番号	種類	管理者	内容
1000 番代	1 級河川	国・県	1 級河川に指定された河川
2000 番代	2 級河川	県	2 級河川に指定された河川
3000 番代	準用河川	地域応援課	準用河川に指定された河川
4000 番代	普通河川	地域応援課	池水及び利水が主目的な河川
5000 番代	溪流	地域応援課	山林内流水の排水が主目的な河川
6000 番代	下水路	地域応援課	雨水雑排水が主目的な水路
7000 番代	雨水路	下水道課	雨水路として工事されている水路
8000 番代	用水路	農林課	灌漑用排水が主目的な水路
9000 番代	組合用水	組合	組合管理に指定されている水路